

一般公衆浴場構造設備・衛生措置基準

既設の浴場から直線で
 350m以上離れているか。 → YES・NO
 NOの場合、条例による例外
 規定に該当するか。(条例2) → YES・NO

毎時最大浴場 利用人員	男子 人 女子 人	同左利用人員＝一日最大平均利用予定人員×2／施設の営業時間
施設区分	基準内容	備考
出入口等	入浴者の衣類、携帯品および履き物を入れるための棚又は容器を設備すること。	
	入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区分し、相互に見通すことができないようにすること。	※2
	脱衣室および浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。	
脱衣室	床面積は、入浴者数に応じた適当な広さであること（毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上（小数点以下第2位を四捨五入））	男 計 ㎡、女 計 ㎡
浴槽	床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること（毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7㎡×1.2以上（小数点以下第2位を四捨五入））	男 計 ㎡、女 計 ㎡
	浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。	
洗い場	床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること（毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上（小数点以下第2位を四捨五入））	男 計 ㎡、女 計 ㎡
浴室全体	浴室には湯気抜きのための設備があること。	
	浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワーが設けられていること。（毎時最大浴場利用人員×20/60以上（上がり用湯栓および水栓等）（小数点以下第2位を四捨五入））	男 計 個、女 計 個
	浴室の床には汚水が停滞しないよう適当な勾配を付し、耐水性材料を用いること。	
	気泡発生設備、シャワー設備等には連日使用型循環浴槽の湯又は水を使用しないこと。	
	気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。	
	循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備を設けること。	
換気照明	脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備があること。	
	脱衣室および浴室には、床面において30ルクス以上の照明の設備があること。	
便所	男女用に区別した入浴者用便所が設けられ、流水式の手洗設備があること。また、その手洗設備には石けん又は消毒薬を常備すること。	
水質基準	浴槽内及び浴槽外の湯又は水の水質は、規則（別表1）で定める基準に適合するものであること。	
維持管理	浴槽には、適温のお湯を満たしておくこと。	
	浴槽は、毎日（連日使用型循環浴槽内では週に1回以上）取替え、特に汚染したときはその都度取替えること。	※1
	循環ろ過設備は1週間に1回以上清掃し、消毒すること。	
	脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1月に1回以上消毒し、常に清潔に保つこと。	
	連日使用循環型浴槽は、1週間に1回以上清掃し、消毒すること。	
	10歳以上の男女を混浴させないこと。	※2

は参考値

※基準の特例

○公衆浴場のうち常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する者については、条例第3条3号、7号から9号、第18号及び第20号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。

・※1 条例第3条第9号の特例

「条例第2条第3号 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。」により設置している非循環型で気泡発生設備等を用いない浴場において、次の場合は適合と見なす。

(1) 浴槽において、常時新たな浴槽水の供給により上部から溢水させるとともに、浴槽の底層水を常時排水するなど、浴槽水を滞留させない構造をもち、一日当たりの浴槽水供給量が浴槽容量を十分に超えている場合。

ただし、一週間に一回以上は完全換水による清掃消毒を行うこと。

(2) 地底、岩盤等からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する浴場で、完全換水することが困難な場合。

ただし、常時溢水等により清浄を保つこと。

(3) その他、施設形態、地形的状況等の特性により、これにより難しい場合であって、衛生上特に支障がないと認められる場合は別途個別に協議する。

・※2 条例第3条第18号および第20号の特例

(1) 家族風呂（家族が借り切りで利用する形態の公衆浴場をいう。）において入浴させる場合

(2) 一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を解除する者のみを入浴させる場合

(3) 水着等を着用の上浴させる場合

注) 条例第2条（場所の配置の基準：例外規定）

1 工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。

2 個室に入浴設備を設け、又は蒸気若しくは熱気を利用する浴場を設置するとき。

3 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。

4 休養若しくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に付帯する浴場を設置するとき。

5 構造設備を変更し、同一営業形態の浴場を設置するとき。

6 既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。

7 土地の状況その他特別の事情があると市長が認めるとき。

※別表1

水質基準

	浴槽内の湯又は水	浴槽水以外の湯又は水
色度（度）		5以下
濁度（度）	5以下	2以下
水素イオン濃度（pH）		5.8以上8.6以下
過マンガン酸カリウム消費量（mg/l）	2.5以下	1.0以下
大腸菌群	1個/1ml以下	50ml中検出されないこと
レジオネラ属菌	1.0 CFU/100ml 未満	1.0 CFU/100ml 未満

※条例：秋田市公衆浴場法施行条例